

食品安全委員会食品安全確保総合調査の評価に関する指針
(平成25年6月4日 調査・研究企画会議決定)

第1 趣旨

この指針は、「調査・研究企画会議の設置等について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定）第2の2の（6）に規定する食品安全確保総合調査（以下「総合調査」という。）の対象課題の評価を適切かつ公正に実施するために必要な基本的事項を定めることにより、総合調査の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

第2 評価内容

1 評価項目及び評価基準

総合調査の終了後、評価を実施するものとし、評価項目及び評価基準は別紙に定めるとおりとする。

2 評価票の作成

評価の実施に当たっては、食品安全委員会事務局において、別紙2の評価票を作成し、資料として、調査・研究企画会議に提出するものとする。

第3 評価の実施に当たっての留意事項

1 評価の客観性の確保

調査・研究企画会議は、評価の客観性を確保するため、評価の実施に当たっては、評価の効果を定量的に把握することができる評価手法を活用するよう努めるものとする。

2 評価の公正性の確保

調査・研究企画会議の構成員は、自らが現に所属している部署（直接に監督又は管理の権限が及ぶ範囲）が総合調査に関与している場合には、評価に参加できないものとする。

3 評価の実施に当たっての秘密の保持

評価の実施に当たっては、個人情報や企業秘密の保護、知的所有権の取得に関する秘密の保持に十分留意するものとする。

附 則

この決定は、平成25年6月4日から施行する。

別紙 評価項目及び評価基準

1 調査の正確性

依頼した内容に沿った調査が実施されたかを評価する。

2 調査の効率性

効率的に調査が実施されたかを評価する。

3 調査の有用性

調査結果が食品安全委員会の活動にどのように活用されたか、又は活用できる内容となっているかを評価する。

別紙2 評価票

評価者名：

| | | | |
|---------|-----|---------------|-----|
| 調査課題名 | | | |
| 調査実施者 | | | |
| 評価項目 | | 事 務 局 コ メ ン ト | 評 点 |
| I | 正確性 | | |
| II | 効率性 | | |
| III | 有用性 | | |
| 評価者コメント | | | |

(注) 評点は、5点満点とする。